

## 公募型プロポーザル方式に係る手続き開始の公告

次のとおり、プロポーザルの提出を招請します。

令和3年9月6日

今治市長 徳永繁樹

### 1 業務概要

- (1) 業務名  
今治市広告入り窓口用封筒の無償提供業務
- (2) 業務の目的  
来庁者の各種証明書の持ち帰り用封筒として窓口に設置し、市民の利便性向上を図るとともに、地元事業者の育成振興に役立てることを目的とする。
- (3) 業務内容  
仕様書のとおり
- (4) 市窓口での備付予定期間  
令和4年2月1日から 令和7年1月31日まで（3年間）

### 2 実施形式

公募型プロポーザル方式

### 3 参加資格要件

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たし、当該プロポーザルに係る参加表明を行い、参加資格の確認を受けた者（以下「参加者」といいます。）とします。

- (1) 市民課業務についてその趣旨を十分に理解し、窓口用封筒に関する業務を適切に実施できること。
- (2) 国に納付すべき消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- (3) 宗教活動や政治活動を目的としていないこと。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定を受けている者を除く。
- (6) 令和3年9月6日時点で、人口が概ね15万人以上の自治体において、窓口用封筒等の無償提供に関する契約実績があること。

- (7) 2年以上の広告代理業務を行っていること。
- (8) 今治市暴力団排除条例(平成22年今治市条例第50号)第2条第1号から第3号までの規定に該当しない者

#### 4 担当部署

今治市役所  
市民環境部市民課  
〒794-8511 愛媛県今治市別宮町一丁目4番地1  
TEL: 0898-36-1532  
FAX: 0898-32-1020  
E-MAIL: siminka@imabari-city.jp

#### 5 評価項目及び評価基準

別紙のとおり

#### 6 実施要領等の配布

- (1) 配布期間  
令和3年9月6日(月)から令和3年9月21日(火)まで
- (2) 配布場所  
ホームページ  
ホームページアドレス  
<https://www.city.imabari.ehime.jp>
- (3) 配布方法  
ホームページ  
前記(2)のホームページからダウンロードするものとします。

#### 7 参加表明

- (1) 提出期間  
令和3年9月6日(月)から令和3年9月21日(火)午後5時まで(必着)  
ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、  
午前8時30分から午後5時15分まで
- (2) 提出場所  
前記4「担当部署」
- (3) 提出書類
  - ア 参加表明書(様式第1号)
  - イ 会社概要(様式第2号)
  - ウ 実績調書(様式第3号)
  - エ 申立書(様式第4号)
  - オ 今治市税完納証明書(原本)
  - カ 消費税及び地方消費税納税証明書(写し可)

- キ 登記事項証明書（法人の場合）（原本）
- ク 印鑑登録証明書（原本）
- ケ 個人の本籍地のある市区町村が発行する身分証明書（個人事業者の場合）（原本）
- コ 所得税法第229条に定める個人事業の開業・廃業等届出書（個人事業者の場合）（原本）

なお、令和3年度において、今治市建設工事競争入札参加資格に関する要綱（平成17年今治市要綱第92号）又は今治市物品調達等競争入札参加資格に関する要綱（平成22年今治市要綱）の規定により入札参加資格者として認定されている者は、オ～クの書類について、これを省略することができる。その場合、申立書において、該当のない提出書類の名称及び理由を申し立てること。

- (4) 提出部数  
1部

- (5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便等の配達記録が残る方法によることとし、郵便事故等については提出者のリスク負担とし、異議を申し立てることはできません。以下同じ。）により提出するものとします。

## 8 企画提案書の提出

- (1) 提出期間

令和3年9月30日（木）から令和3年10月6日（水）午後5時まで（必着）

ただし、持参のときは、提出期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前8時30分から午後5時まで

- (2) 提出場所

前記4「担当部署」

- (3) 提出書類

ア 企画提案書提出届（様式第6号）

イ 企画提案書（任意様式）

ウ 応募事業者の事業内容がわかる資料（パンフレット等）

エ 令和3年9月6日時点において、他の自治体に無償で提供している封筒見本

- (4) 提出部数

ア 正本1部

イ 副本6部

- (5) 提出方法

提出期間内に、持参又は郵送により提出してください。

## 9 選定方法

選定は、今治市広告入り窓口用封筒の無償提供業務プロポーザル選定委員会が行い、前記5「評価項目及び評価基準」により契約の相手方となる候補者（以下「契

約候補者」といいます。)を選定します。

(1) 審査(書類審査)

提出された企画提案書を評価基準に基づいて審査し、高い評価を得た参加者を選定します。

- (2) 参加者が1者の場合は、今治市広告入り窓口用封筒の無償提供業務プロポーザル選定委員会による前記審査を行い、契約の目的を達成できるものであると判断したときは、契約候補者として選定します。

## 10 選定結果

(1) 審査

選定結果を書面により通知します。

## 11 失格事項

本プロポーザルの提案者又は提出された企画提案書等が、次のいずれかに該当する場合は、その提案を失格とします。

- (1) 参加資格要件を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期日、提出場所、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 企画提案書の作成にあたり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (5) プロポーザル選定委員会委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

## 12 その他

(1) 費用負担

参加表明書及び企画提案書の作成及び提出、その他本プロポーザルの参加に係る必要な経費は、全て提出者の負担とします。

また、緊急やむを得ない理由等により、本プロポーザルを実施することができないと認めるときは、停止、中止又は取り消すことがあります。なお、この場合において本プロポーザルに要した費用を今治市に請求することはできません。

- (2) 契約書については、提示した契約書(案)により作成します。